

財務諸表の信頼性に関する 経営者の責任

鈴木輝夫

あずさ監査法人 代表社員

■公表財務諸表の適正性に関する継続的な懸念

三年前のエンロンおよびワールドコム等の粉飾決算に端を発した米国での会計不信から、ヨーロッパにおけるパルマラット事件、わが国での有価証券報告書の虚偽記載問題および公開企業の粉飾決算など、公開企業の公表財務諸表に関する信頼性が現在世界的に大きく揺らいできている。こうした事件を背景に公表財務諸表の信頼性を担保してきた外部監査人の責任が厳しく問われるのみならず、財務諸表の信頼性を確保する仕組みとしての内部統制が公開企業の経営者に対して十分に機能していたかどうかが大きく問われ始めている。財務諸表の信頼性を確保するために商法と証券取引法による外部監査の要請が法的に求められてきたが、企業の活動がグローバル化し複雑化かつ多様化してきている現在に、外部監査人の監査だけでは公表財務諸表の適正性を確保するのは難しい状況が生じている。

しかしながら、わが国の公開企業の現状では、グループ全体として内部統制の仕組みがどのようなになっていて、その整備状態や有効性を定期的にモニターできる仕組みを検証できるレベルまで内部監査や内部牽制を維持できている会社は少ない。組織としての内部監査制度に関し、米国の公開企業と比べればわが国の公開企業の体制は人員およびそのスキルにおいて大きな差がある。公開企業に対す

る投資家の会計不信を払拭するために、米国では、企業改革法（サーベインズ・オクスリイ法）が二年以上前に制定され、公表財務諸表に対する信頼性を確保するための内部統制の構築および評価に関する第一義的な義務と責任は、企業の経営責任者にあるとされた。企業の最高経営責任者（CEO）および最高財務責任者（CFO）は、年次の財務諸表の公表にあたって自社の財務諸表の信頼性を確保するためにどのような内部統制の仕組みが体系的に維持され、またその有効性が評価されているかを開示し、併せて有効性評価の結果に問題がないことを米国SECに宣誓することが要求されている。さらにこの経営者の有効性評価に対して外部監査人が監査して意見を表明することになっている。こうした公表財務諸表に対する信頼性確保の責任を公開企業の経営者に義務として負わせる動きは、米国のみならずカナダやヨーロッパでも広がってきている。

■米国における企業改革法四〇四条について

ここで内部統制に関して規定している米国企業改革法の四〇四条について若干の考察をしてみたい。米国企業改革法四〇四条では、米国で公開している企業に対して、年次報告書には内部統制に関する経営者の次の四つの内部統制報告が含まなければならないとしている。

一 財務報告に係る内部統制を整備し維持す

る責任は経営者にある。

二、財務報告に係る内部統制の有効性を評価する際に、経営者が使用したフレームワーク。

三、直近の決算期末現在における、会社の財務報告に係る内部統制が有効であるか否かの記述を含む、経営者による財務報告に係る内部統制の評価。

四、財務諸表を監査した会計事務所が、経営者による財務報告に係る内部統制の評価についての証明報告書を発行した旨。

併せて、独立外部監査人に対して、独立監査人は、PCAOB（公開企業会計監視委員会）が採用した財務報告に関する内部統制監査の基準に準拠して、経営者の行った内部統制評価につき証明し、適正性について報告しなければならないとしている。

さらに九〇六条では、公表財務諸表に関する企業の責任として、最高経営責任者および最高財務責任者は、財務諸表および内部統制に関する報告を含む定期的報告書が証券取引法に準拠し、発行会社の財政状況と経営成績を公正に表示し誤りがないということを定期的報告書に添付する書面で宣誓するかたちで義務付けられている。この義務に違反した場合、最長十年の禁固刑又は百万ドル以下の罰金、あるいはその両方が科せられるとしていられる。さらにこの義務を故意に違反したと認められる場合には、さらに厳しい罰則規定が設けられている。

●米国企業改革法404条による内部統制評価の変化

この企業改革法の趣旨は左図で示したように、独立外部監査人が内部統制を評価する従来の仕組みとは違い、財務報告に係る内部統制の有効性についての評価のモニタリングが企業内で完結し、それを外部監査人が評価し、さらに必要に応じて監査人としての独自の二次評価を行うことを求めるというものである。すなわち、米国企業改革法の要求事項に対処するためには、企業内部の業務執行ラインからある程度独立したモニタリング機能が要求されている。米国ではこうした機能は、充実した内部監査体制により実施されることが期待されている。一方、わが国の公開企業を見るとこうしたモニタリング機能が実施できるといっても組織が存在しなかったり、存在していたとしても人員およびスキル面で十分と

いえなかったりするケースがほとんどであるのが現状であろう。

公表財務諸表の信頼性を確保するための内部統制の構築やその評価に関しては、わが国では、ようやく議論が始まったばかりと云ってよい。公表財務諸表における虚偽記載や粉飾決算等が起きているわが国の現状を考えれば、公表財務諸表の信頼性を確保する第一義的な責任は企業にあるとの原点に立ち返って内部統制の仕組みに対する取り組みを議論すべきであり、公表財務諸表の信頼性を取り戻すためには、法的整備や外部監査人に頼るだけでなく、各企業の経営責任者の信頼性回復に向けた努力と適切かつ迅速な対応が今要求されていることを強く認識すべきである。

